

平成 2 6 年 3 月 5 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 小 池 善 明

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備に伴う「定款」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり定款等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします（詳細については規則改正新旧対照表を御覧ください。）

今回の改正は、預金保険法が一部改正され、危機に瀕した破綻会員の重要な市場取引等を、特定承継金融機関等(預金保険機構の子会社)が速やかに承継する新たな枠組みが整備されることから、本所においても、特定承継金融機関等に対し会員権の付与を機動的に行えるよう、定款等において所要の整備を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1．会員加入の承認について

特定承継金融機関等に係る本所への会員加入については、理事会での決議を要さず、本所が承認できることとします。

2．会員加入手続きの履行について

特定承継金融機関等については、加入金の払込み及び入会金の納入を要しないものとします。

3．その他

その他所要の改正を行うものとします。

なお、「本所が定める日」は、平成 2 6 年 3 月 6 日とします。

以 上

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備に伴う定款等の一部改正について

目 次

(ページ)

1 . 定款の一部改正新旧対照表	1
2 . 会員積立金に関する申合せの一部改正新旧対照表	6
3 . 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	7

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会員の業務内容)</p> <p>第 8 条 正会員は、金融商品取引業者（法第 2 8 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。次項において同じ。）であって、本所の市場における有価証券の売買を重要な業務とするものでなければならない。<u>ただし、正会員が特定承継金融機関等（預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号。以下「預保法」という。）第 1 2 6 条の 3 4 第 3 項第 5 号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）である場合には、この限りではない。</u></p> <p>2 特別会員は、金融商品取引業者であって、本所の市場において正会員の有価証券の売付け又は買付けの申込みに応じて有価証券の売買を行うこと及びこれに対応する有価証券の売買を他の金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において行うこと並びに本所の正会員について他の金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買の取り次ぎを行うことを業務とするものでなければならない。<u>ただし、特別会員が特定承継金融機関等である場合には、この限りではない。</u></p> <p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第 2 0 条 (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p> <p>6 <u>特定破綻会員（預保法第 1 2 6 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定第二号措置に係る特定認定を受けた会員をいう。以下同じ。）が、特定承継金融機関等である会員加入申請者との間で、第 1 項第 2 号又は第 4 号に掲げる行為をしようとする場合は、同項の規定にかかわらず、あらかじめ本所の承認を受けることを要しないものとする。</u></p>	<p>(会員の業務内容)</p> <p>第 8 条 正会員は、金融商品取引業者（法第 2 8 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。次項において同じ。）であって、本所の市場における有価証券の売買を重要な業務とするものでなければならない。</p> <p>2 特別会員は、金融商品取引業者であって、本所の市場において正会員の有価証券の売付け又は買付けの申込みに応じて有価証券の売買を行うこと及びこれに対応する有価証券の売買を他の金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において行うこと並びに本所の正会員について他の金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買の取り次ぎを行うことを業務とするものでなければならない。</p> <p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第 2 0 条 (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(会員加入の承認)</p> <p>第 3 9 条 会員加入の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行うものとする。<u>ただし、会員加入申請者が特定承継金融機関等である場合には、理事会の決議を要さず、本所がこれを承認することができるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員加入申請者が会員持ち分を譲り受けた場合には、前項の規定にかかわらず、会員出資金及び加入金の払込みを要しない。ただし、特定正会員から会員持ち分を譲り受ける一般正会員への加入申請者は、加入金の<u>払込み</u>を要するものとする。</p> <p>4 <u>会員加入申請 (会員加入申請者が特定承継金融機関等である場合を除く。) が特定正会員または特別会員への加入申請である場合には、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、加入金の払込みを要しない。</u></p> <p>5 <u>会員加入申請者が特定承継金融機関等である場合には、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、本所がその都度定める日 (会員出資金の払込み及び信託金の預託については、第 4 0 条第 1 項の規定により本所が指定した日) までに、同項の手続きを履行させるものとする。ただし、加入金の払込み及び入会金の納入は要しないものとする。</u></p> <p>6 ~ 9 (略)</p>	<p>(会員加入の承認)</p> <p>第 3 9 条 会員加入の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員加入申請者が会員持ち分を譲り受けた場合には、前項の規定にかかわらず、会員出資金及び加入金の払込みを要しない。ただし、特定正会員から会員持分を譲り受ける一般正会員への加入申請者は、加入金の<u>払い込み</u>を要するものとする。</p> <p>4 <u>第 7 条第 2 項に定める特定正会員は、加入金の払込みを要しない。</u></p> <p>5 <u>特別会員は、加入金の払込みを要しない。</u></p> <p>6 ~ 9 (略)</p>
<p>(会員加入の日)</p> <p>第 4 0 条 会員加入申請者が前条第 2 項及び第 3 項の規定による手続きを履行したときは、同項の規定により本所が指定した期日の翌日から、本所の会員となる。<u>ただし、会員加入申請者が特定承継金融機関等である場合には、本所が指定した日から、本所の会員となる。</u></p> <p>2 ~ 4 (略)</p>	<p>(会員加入の日)</p> <p>第 4 0 条 会員加入申請者が前条第 2 項及び第 3 項の規定による手続きを履行したときは、同項の規定により本所が指定した期日の翌日から、本所の会員となる。</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>

新	旧
<p>(会員脱退の承認)</p> <p>第 4 4 条 会員脱退の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、将来の一定の日を指定して行うものとする。<u>ただし、特定破綻会員が脱退する場合の会員脱退の承認は、理事会の決議を要さず、本所が一定の日を指定して、これを承認することができるものとする。</u></p> <p>2 ~ 4 (略)</p>	<p>(会員脱退の承認)</p> <p>第 4 4 条 会員脱退の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、将来の一定の日を指定して行うものとする。</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>
<p>(脱退会員に対する会員持ち分の払戻し)</p> <p>第 4 6 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本所が脱退<u>一般正会員</u> (<u>特定承継金融機関等である一般正会員を除く。</u>) に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額に第 1 号に掲げる額を加え、第 2 号に掲げる額を差し引いた額とする。ただし、当該脱退正会員が現に払い込んだ出資金及び加入金の合計額を限度とする。</p> <p>(1) 脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会において、当該直前の事業年度末における基本準備金、基本積立金及び別途積立金として承認された額の合計額 (当該直前の事業年度末において繰越不足金がある場合には、これを差し引いた額) を、当該直前の事業年度末における<u>一般正会員</u> (<u>特定承継金融機関等である一般正会員を除く。次号において同じ。</u>) の数で除した額</p> <p>(2) 脱退の日現在において、本所に臨時巨額の経費支出があるときは、そのうち、本所が理事会の決議により定める額を、脱退の日の前日現在の<u>一般正会員</u>の数で除した額</p> <p>4 本所が脱退<u>一般正会員</u> (<u>特定承継金融機関等である一般正会員に限る。</u>) <u>脱退特定正会員及び脱退特別会員</u> に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額を限度として、出席した理事会の構成員の 3 分の 2 以上の多数決により、その都度定めるものとする。</p>	<p>(脱退会員に対する会員持ち分の払戻し)</p> <p>第 4 6 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本所が脱退正会員 (<u>第 7 条第 2 項に定める特定正会員を除く。</u>) に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額に第 1 号に掲げる額を加え、第 2 号に掲げる額を差し引いた額とする。ただし、当該脱退正会員が現に払い込んだ出資金及び加入金の合計額を限度とする。</p> <p>(1) 脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会において、当該直前の事業年度末における基本準備金、基本積立金及び別途積立金として承認された額の合計額 (当該直前の事業年度末において繰越不足金がある場合には、これを差し引いた額) を、当該直前の事業年度末における正会員数で除した額</p> <p>(2) 脱退の日現在において、本所に臨時巨額の経費支出があるときは、そのうち、本所が理事会の決議により定める額を、脱退の日の前日現在の正会員数で除した額</p> <p>4 脱退会員が<u>第 7 条第 2 項に定める特定正会員又は特別会員である場合の当該脱退会員</u> に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額を限度として、出席した理事会の構成員の 3 分の 2 以上の多数決により、その都度定めるものとする。</p>

新	旧
<p>(会員持ち分の譲渡)</p> <p>第 4 9 条 会員持ち分は、脱退申請会員が脱退すると同時に、その会員の脱退を条件として会員に加入する者に対してのみ、本所の承認を受けて、これを譲り渡すことができる。<u>ただし、脱退申請会員が一般正会員であり、かつ会員に加入する者が特定正会員への加入である場合の会員持ち分の譲渡については、払込出資金額を除き、これを譲り渡すことができない。</u></p> <p>2 前項の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。<u>ただし、会員に加入する者が特定承継金融機関等である場合には、理事会の決議を要さず、本所がこれを承認することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>脱退申請会員が特定承継金融機関等である場合には、第 1 項の規定により会員持ち分を譲り受けた場合を除き、その有する会員持ち分を他の者に譲り渡すことができない。</u></p>	<p>(会員持ち分の譲渡)</p> <p>第 4 9 条 会員持ち分は、脱退申請会員が脱退すると同時に、その会員の脱退を条件として会員に加入する者に対してのみ、本所の承認を受けて、これを譲り渡すことができる。</p> <p>2 前項の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行なう。</p> <p>(新設)</p>
<p>(会員の処分)</p> <p>第 5 0 条 (略)</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 第 2 1 条の規定による届出又は第 2 2 条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、1 億円以下の過怠金、戒告、6 か月以内の会員権の停止又は除名</p> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(会員の処分)</p> <p>第 5 0 条 (略)</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>第 2 0 条第 1 項ただし書若しくは第 2 1 条の規定による届出又は第 2 2 条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、1 億円以下の過怠金、戒告、6 か月以内の会員権の停止又は除名</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(予算)</p> <p>第 9 9 条 本所は、各事業年度開始の日の前日までに、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、当該事業年度の収支予算を作成するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(予算)</p> <p>第 9 9 条 本所は、各事業年度開始の日の<u>1 0 日</u>前までに、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、当該事業年度の収支予算を作成するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>(残余財産)</p> <p>第 1 0 7 条 本所が解散する場合で、その債権、債務のすべてを清算したのち残余財産があるときは、解散決議現在の<u>一般正会員 (特定承継金融機関等である一般正会員に限る。)</u> 特定正会員及び特別会員にその出資金額を限度として、出席した理事会の構成員の 3 分の 2 以上の多数決により定める額を返還し、その残額を解散決議日現在の<u>一般正会員</u>に均分する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。 (注) 「本所が定める日」は、平成 2 6 年 3 月 6 日</p>	<p>(残余財産)</p> <p>第 1 0 7 条 本所が解散する場合で、その債権、債務のすべてを清算したのち残余財産があるときは、解散決議現在の<u>第 7 条第 2 項に定める特定正会員及び特別会員</u>にその出資金額を限度として、出席した理事会の構成員の 3 分の 2 以上の多数決により定める額を返還し、その残額を解散決議日現在の正会員 (<u>第 7 条第 2 項に定める特定正会員を除く。)</u> に均分する。</p>

会員積立金に関する申合せの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条 会員は次の種類の<u>会員積立金を本所に積み立てるものとし、利息は付さないもの</u>とします。</p>	<p>第1条 会員は次の種類の積立金を<u>取引所に</u>積み立てるものとします。</p>
<p>第3条 <u>会員積立金の払戻しは、会員が本所を脱退するときに限るもの</u>とします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第4条 会員は、<u>会員積立金の払戻しを受ける権利を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし又は担保の目的に供することができません。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第3条 (略)</p>
<p>第6条 定款第49条第1項の規定により会員持ち分を譲り受けた会員は、<u>会員積立金を承継するものとします。ただし、会員持ち分を譲り受けた会員が特定承継金融機関等である場合には、会員積立金を承継することはできません。</u></p>	<p>第4条 会員持分を譲り受けた者は<u>譲渡会員の</u>会員積立金を<u>継承</u>します。</p>
<p>第7条 <u>新規会員加入申請者(特定正会員又は特別会員への加入申請である場合、会員加入申請者が特定承継金融機関等である場合若しくは前条の規定により会員積立金を承継した場合を除く。)</u>は、定款第39条第2項の規定により本所が指定した期日における現に積立残高のある会員別の積立額のうち、最も少ない額と同じ額を、<u>本所が指定した期日までに納入するもの</u>とします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。 (注)「本所が定める日」は、平成26年3月6日</p>	

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表 権利処理価額算出に関する表</p> <p>1 貸借取引の権利処理のために<u>指定証券金融会社</u>（信用取引及び貸借取引規程第1条第1項に規定する指定証券金融会社をいう。以下同じ。）がその銘柄について株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「割当新株式等」という。）の売入札を行う場合</p> $\frac{\text{割当新株式等処分総代金}}{\text{落札割当新株式等の数}} \times \text{新株式割当率}$ <p>2 貸借取引の権利処理のために<u>指定証券金融会社</u>がその銘柄について割当新株式等の買入札を行う場合</p> $\frac{\text{割当新株式等買入総代金}}{\text{落札割当新株式等の数}} \times \text{新株式割当率}$ <p>3 貸借取引の権利処理のために<u>指定証券金融会社</u>がその銘柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(注) 1 落札割当新株式等の数には、<u>指定証券金融会社</u>が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等を処理した場合の当該割当新株式等の数を含むものとし、割当新株式等処分総代金及び割当新株式等買入総代金には、<u>指定証券金融会社</u>が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等を処理した場合の当該処理代金を含むものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>(注)「本所が定める日」は、平成26年3月6日</p>	<p>別表 権利処理価額算出に関する表</p> <p>1 貸借取引の権利処理のために<u>日本証券金融株式会社</u>（以下「日証金」という。）がその銘柄について株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「割当新株式等」という。）の売入札を行う場合</p> $\frac{\text{割当新株式等処分総代金}}{\text{落札割当新株式等の数}} \times \text{新株式割当率}$ <p>2 貸借取引の権利処理のために<u>日証金</u>がその銘柄について割当新株式等の買入札を行う場合</p> $\frac{\text{割当新株式等買入総代金}}{\text{落札割当新株式等の数}} \times \text{新株式割当率}$ <p>3 貸借取引の権利処理のために<u>日証金</u>がその銘柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(注) 1 落札割当新株式等の数には、<u>日証金</u>が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等を処理した場合の当該割当新株式等の数を含むものとし、割当新株式等処分総代金及び割当新株式等買入総代金には、<u>日証金</u>が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等を処理した場合の当該処理代金を含むものとする。</p> <p>2～7 (略)</p>